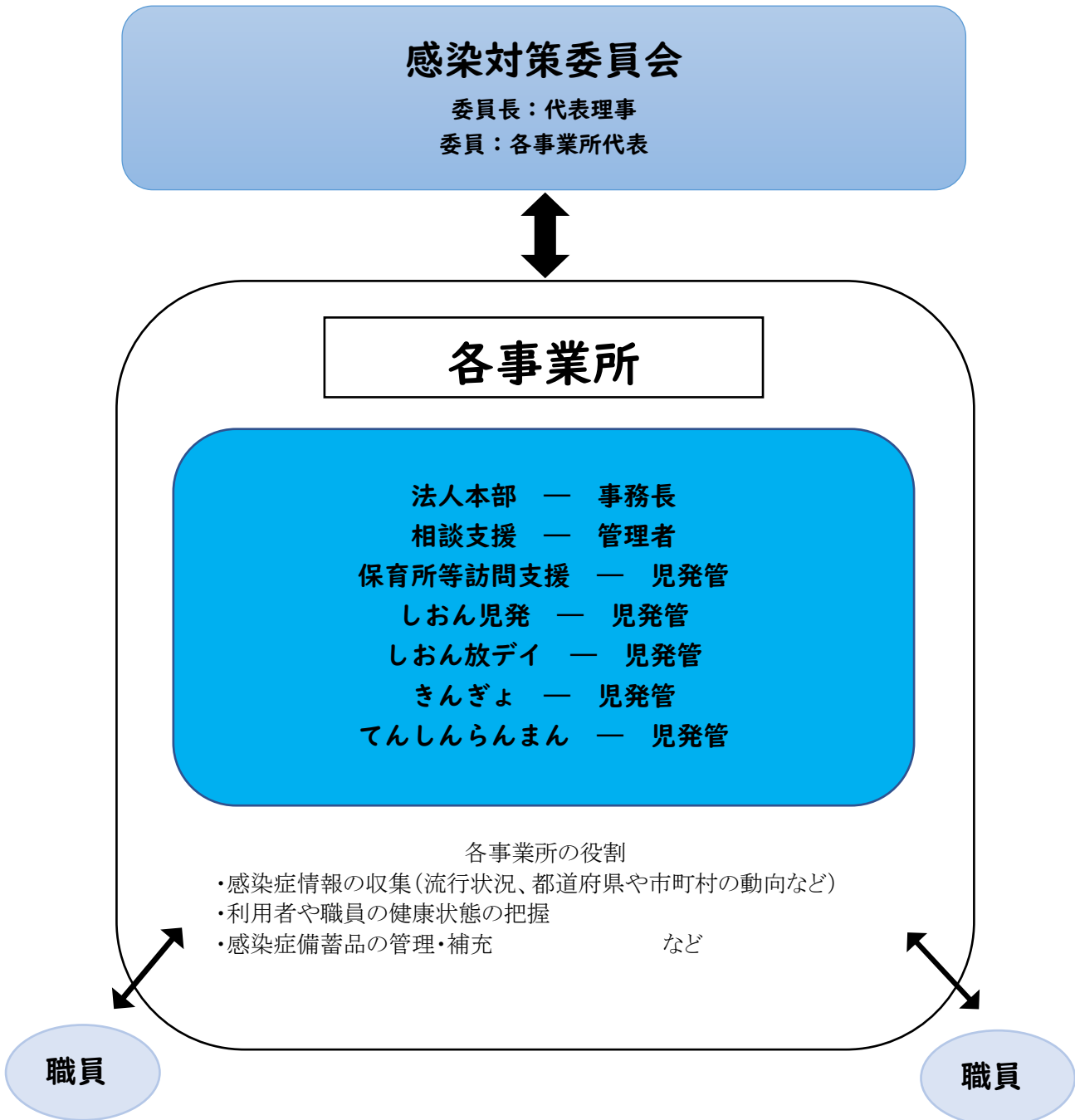


一般社団法人 大和伸進会
感染対策委員会

委員会の役割

- ・感染症情報の収集(流行状況、都道府県や市町村の動向など)
- ・感染症の予防および蔓延防止のための指針策定と周知、研修・訓練の実施
- ・感染症の予防および蔓延防止のための指針の定期的な見直し
- ・感染症による業務継続計画発動時の各種対応 など



委員会の主な役割は

感染症の予防および蔓延防止のための指針策定と周知、研修・訓練の実施 である。

<はじめに>

障害福祉サービス事業所等では、感染症が発生した場合、障害福祉サービス利用者の中には、相対的に体力が弱い障害児者がおり、深刻な人的被害が生じる可能性が指摘されている。これらは、利用者の生活や健康の支障に直結しかねず、感染症の予防および蔓延防止のための指針を作成し、有事の際の対応について事前の準備が求められる。

<感染症の予防および蔓延防止のための指針策定と感染症発生時における業務継続計画について>

感染症が発生した場合は、通常業務が急減するというより、感染対策等の業務が一時的に増加することが見込まれる。感染症に関しては、感染予防や感染拡大の防止が極めて重要であることから、感染症の予防および蔓延防止のための指針を策定し、感染症発生時における業務継続計画と連動させることが望まれる。

<感染対策委員会の設置>

「一般社団法人大和伸進会各事業所の環境衛生を管理し、施設内における感染予防対策を講じることを目的として感染対策委員会を設置する。

感染症の予防および蔓延防止のための指針は策定後、それらを周知し、運用していく必要がある。指針に基づいた定期的な訓練やシミュレーションをおこない、加筆・修正することも求められる。

更にその継続性および優位性も実証していく。」

次に委員会の規則を示す。

感染対策委員会 規則

一般社団法人 大和伸進会

1. 目的

近年、未知の感染症に対する備えが求められている。有事の際、事業をいち早く立て直し、継続するためには、感染症の予防および蔓延防止のための指針の策定が必要である。それにより、障害福祉サービス等の利用児者の生活や健康を確保することを目的とし、委員会を設置する。

2. 組織

発災時の迅速な対応には、平時と緊急時の情報収集・共有体制や、情報伝達フロー等の構築がポイントとなる。そのために、全体の意思決定者を決めておくこと、各業務の担当者を決めておくこと、関係者の連絡先や連絡フローの整理などが重要となる。それらを中心的に担う者として、下記の通りに定める。

感染対策委員会

代表理事を委員長とし、委員は各事業所から代表を選出し、構成する。

法人本部 — 事務長

しおん相談支援センター — 管理者

しおん保育所等訪問支援 — 児童発達支援管理責任者

児童発達支援センターしおん — 児童発達支援管理責任者

放課後等デイサービスしおん — 児童発達支援管理責任者

きんぎょ — 児童発達支援管理責任者

てんしんらんまん — 児童発達支援管理責任者

3. 活動内容

感染症の予防および蔓延防止のための指針の策定にあたっては、情報収集、方針の決定、周知のための教育・研修・訓練、感染症発生時への適用、計画の改善といった役割を担う。具体的には下記の通りである。

(1) 情報収集および方針の決定

感染状況の把握など、情報収集に努める。感染症フェーズによる、優先業務や縮小業務の精査をおこなう。不足する資源等を補充しながら、時間経過に合わせた対応をおこなう。

(2) 周知のための教育・研修・訓練

有事の際、迅速に行動ができるよう、関係者に周知するとともに、平時から研修や訓練をおこなう。各部署の作成する感染症マニュアルと連動させるため、各部署とも連携し、研修や訓練を実施する。頻度は6ヶ月に1回以上とし、研修や訓練の実施にあたっては、実施者、実施日、実施場所、研修名、内容(研修概要)を記載した記録を作成する。(6月・12月)

(3) 感染症発生時への適用

感染症の予防および蔓延防止の発動においては、計画に記載された役割にしたがって行動する。

(4) 計画の改善

定期的な計画見直しにより、最新の知見等を踏まえ、加筆修正をおこなう。

4. 委員会の開催

委員会は3ヶ月に1回以上開催する。その他、必要に応じて会議を開催し、次に掲げる事項について検討する。

(5月 8月 11月 2月)

ア 近年の感染症情報について

イ 備蓄品の管理について

ウ その他、感染症の予防および蔓延防止のための指針に関連する必要事項について

委員会での検討内容は記録に残し、これを適切に保管するほか、職員等に周知する。

5. 閲覧

本規則は当法人の全ての職員が閲覧を可能とするほか、利用児者やその家族が閲覧できるよう、施設への掲示をおこなうとともに、ホームページで公表する。

6. その他

本規則は令和6年4月1日より施行する。